



# 近世社会における文書管理と文書認識

——美濃国加茂郡蜂屋村を事例に——

大友 一雄

はじめに

一 瑞林寺文書の概要と蜂屋村

(1) 蜂屋村の概要

(2) 瑞林寺文書群の内容、構成上の特色

二 瑞林寺文書の形成過程

三 瑞林寺と村社会

(1) 瑞林寺に村方文書が保管された背景

(2) 瑞林寺移管文書の利用と諸役免許闘争

(3) 頭百姓制と瑞林寺

おわりに

はじめに

近年、史料学の一環として、各時代の文書管理に関する検討が進められてきている。<sup>①</sup>この種の分析においては、文書管理に関する具体的な検討はもちろんのこと、当時の人々が文書を管理・保存した理由、また、その前提となる社会状況に関する検討を落すことはできない。それは時として管理されたことのみが評価され兼ねないからである。<sup>②</sup>

そこで本稿では、近世社会の特質などにも留意しながら、当時の人々が、文書をどのようなものと認識して管理・保存を行っていたのか。文書群の形成過程、利用のあり方などを探るなかで考えてみたい。なお、文書利用への注目は、相当の規模で残されてきた近世文書が、単に保存そのものを目的に残されたものではなく、多くの場合、一定の利用を前提としていたと考えるからである。保存のあり方なども利用のあり方との関係で説明することが必要となる。もちろん、当時の人々は、今日、文書館設立運動のなかで主張されるような、平等公開を前提としたところの文化的な価値や歴史史料としての価値などを問題として保存してきたわけではなからう。右のような認識が、過去の日本において確認できるものなのか、もし確認されるならば、その過程や背景についての検討が重要となるが、今回の報告では、取り敢えず当時の社会のあり方に即して考えてみたい。

分析を進めるに際し、もう一点確認しておきたい。それは、戦後共通理解を得てきた、いかなる文書も同価値であり、内容によって文書に価値序列があつてはならないとする考え方に関係する。右の考え方は戦後の史料保存運動の一つの成果であり、戦前まではこれとは逆に、文書内容あるいは発給主体の性格から文書の価値が判断され、科学的な追究をも阻害してきた。しかし、はたして文書を作成し、利用していた当時の人々は、どうであつたらうか。一定の価値判断が働いていたことは間違ひなからう。ゆえに当時の人々の文書認識を問題とするには、文書個々に対する価値認識も含めた検討が必要となる。こうした視角は、現在の文書保存運動における価値認識からは、少々かけ離れるので予め確認しておく。

ところで、当時の文書認識、文書利用についての研究は、近年、由緒書・儀礼行為などに注目して民衆意識や地域意識を追究しようとする研究を深めることにもなると考える。つまり、当時の社会では集団・個人を問わず、自らの存在を維持・証明するために今日以上に理論武装を必要としており、それに関連して自らの主張を展開する文書を他

の文書以上に重要視することがあったからである。当時の文書認識、文書利用についての研究を抜きにして、民衆意識や地域意識を探ることは不可能ともいえるのではなからうか。

なお、具体的な検討の素材には、美濃国加茂郡蜂屋村の瑞林寺所蔵文書を取り上げ、村社会の構造、村の政治的な位置などにも留意しながら検討を進めたい。

## 一 瑞林寺文書の概要と蜂屋村

### (1) 蜂屋村の概要

ここでは、瑞林寺が存在する美濃国加茂郡蜂屋村（岐阜県美濃加茂市）の概要を、同村の村役人制度、村の庄屋文書の伝存状況などに注意しながら行論上必要とみられる範囲で示しておくたい。

さて、蜂屋村については、既に旧稿<sup>(5)</sup>で取り上げたことがあり、尾張藩の贈答用の干柿を調製した村として知られる。またこの御用にかかわって諸役免許の特権を得ており、次のような由緒が存在した。すなわち、関ヶ原の戦いの折に徳川家康に柿を献じ、その結果石田三成方の大垣城（大柿）が手に入ったために、縁起の良い柿とされ諸役免許が与えられ、柿の献上も吉例になったという内容である。いうまでもなく、この由緒は柿献上を介して徳川家康との結びつきを強調し、諸役免許特権の正当性を主張するものである。蜂屋村は慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦い以降、徳川領（幕領）となり、元和五年（一六一九）に尾張藩へ編入され幕末に至るが、尾張藩の柿御用・諸役免許特権・由緒書などの存在は、同村の政治的な位置を大きく規定することになった。

なお、村高は、「慶長郷牒」<sup>(6)</sup>段階で高三〇一五石余、正保二年（一六四五）「美濃国郷帳」<sup>(7)</sup>には田方二三一五石余、

畑方七六四石余、山四一石余とあり、米作の比重も大きい。

蜂屋村は寛永末年頃に上・中・下に分村し、さらに後に下蜂屋村から伊瀬村が分村した。分村にともない各村には、村役人がそれぞれ設置され、村の文書も基本的にはそれぞれの村が管理・保存することになる。「蜂屋村」という枠組は解体したということもできるが、分村後も領主からの通達などには、従来の蜂屋村を単位とするものもあり、また村側でも四カ村の結合は強く、「蜂屋四郷」と称して行動を共にすることも少なくなかった。

ところで、蜂屋四郷の村役人制で留意されるのは、寛文年間に通常の庄屋（同村ではこれを「地方庄屋」とも呼ぶ）の他に、「御柿庄屋」が設けられ幕末まで続く点である。この措置は、寛文期、藩の御用干柿数が一〇万個を越える事態となり、庄屋が柿の調製を指揮しながら村支配にあたることが不可能となったことによる。そのため、この措置に先だって庄屋を補助する「御柿見」役も置かれていた。よって、御柿庄屋設定以降、御柿御用は御柿庄屋―御柿見という村役人によって進められたわけである。なお、柿御用に関係して寛文五年（二六六五）には、藩が柿調製用になり大規模な「御柿屋」を村のために設けているが、同施設は、御柿庄屋をはじめとする村役人の寄り合いの場としてもよく利用された。

もちろん、右の村役人制度の改変は地方支配と柿の調製御用に関する文書が、これ以後それぞれの庄屋によって別個に管理されるという大きな変化をもたらした。ただし、柿御用関係の文書の大半は、蜂屋四郷全体に関係する内容・形態をとっており、藩が従来通り蜂屋村を単位に御柿御用を課したことが明らかである。よって、御柿庄屋が取り扱う文書は、通常の地方文書とは、願書・伺書などの発信手続き、文書の受理・保管のあり方が異なることも充分に予想されるわけである。

蜂屋村の概要を、村役人制度やそのもとでの文書管理などに留意しながら述べてきた。村の文書が地方庄屋と御柿

庄屋に分割されて保存されるといった状況や、蜂屋村が四か村に分村するという状況が、文書管理に大きな影響を与えたことは間違いない。この点についての具体的な検討も課題の一つとなろうが、本稿では、こうした点を念頭に置きながら、次の点に注目したい。

すなわち、同村では村方文書が、御柿・地方庄屋を勤めた家のみならず、村内の瑞林寺にかなりまとまって現存する。これはいかなる理由によるものであろうか。この問いを追究するなかで本稿の課題そのものにも迫ればと考える。そこでまず、この瑞林寺文書群の内容などについて、節を改め検討したい。

## (2) 瑞林寺文書群の内容、構成上の特色

瑞林寺は、臨済宗妙心寺派に属する寺で、文明年間（一四六九〜八六）に僧仁済宗恕が、美濃国の守護土岐成頼から永銭五〇貫文の寄進を得、恩師僧悟溪国師を迎えて開山したという。その位置は村のほぼ中央であり、御柿屋にも近い。

同寺所蔵の文書に関しては、『美濃加茂市史』<sup>(8)</sup>編纂事業との関連で、一九七四年頃に目録化されており、所蔵文書の概要を知ることができる。目録作成作業を中心に行ったのは、故神保朝郎氏であり、同氏は一〇〇件余の文書を次のように大きく一四に分類した。

- 一 蜂屋柿 (その一)
- 二 蜂屋村諸役免許 (その一)
- 三 蜂屋柿 (その二)
- 四 蜂屋村諸役免許 (その二)

五 蜂屋柿由緒

六 瑞林寺由緒書

七 瑞林寺領

八 太田宿助郷・蜂屋村諸役免許(その三)

九 雑

一〇 寺領御尋ねに付、書上留(包紙入)

一一 瑞林寺より尾張家へ御柿献上書類(七通、包紙入)

一二 裨出入

一三 末寺関係書類

一四 本堂上棟記等

右の項目立てのあり方から、次の二点に注目したい。まず一つは、項目編成についてであるが、右の項目立てでは、同内容の文書が複数の項目に跨るといった、やや特異ともいえる編成方法をとる。すなわち、蜂屋柿に関する文書は一と三に、蜂屋村諸役免許に関する文書は二・四・八の項目にみられる。なぜ、神保氏はこのような目録編成の方法をとったのであろうか。神保氏は目録解題のなかで次のように記している。

瑞林寺文書は「文政六年癸未 柿證文篋」と書かれた箱に入れられ保管されている。すでに先人によって、ある程度整理がなされ、包紙や袋に分類されているものもあるので、今回も、それを尊重することにした。

右から同内容の文書が複数の項目に跨るのは、文書の保存状況に留意した結果であることが判明する。なお、神保氏は先人によって整理がなされ、包紙や袋に入れて分類されていると指摘するが、この措置は包紙や袋の形状からみ

て、多くは江戸時代のものと思われる。もちろんその後、一定の手が入ったことも考えられるが、近世のある段階での文書のまとまりが大きく崩されず、伝存していることも充分に考えられる。ことにこの瑞林寺文書に関しては、その可能性が高い。理由は文書群の形成について述べるなかで明らかにするはずである。ともかくも、目録編成で神保氏がとった現況保持の判断は、極めて好判断であったことは間違いない。

さて、瑞林寺文書目録からもう一点確認したい点は、前述した点でもあるが、瑞林寺という寺院所蔵の文書のなかに、村方文書が相当数入っている点である。すなわち、項目一・二・三・四・五・八・一二などの文書は、項目名からも判断されるように本来寺院に伝存するものではない。この点は文書個々の差出や宛名を確認することにより一層明らかである。また、内容的にはいずれも四郷全体に関わるものとなっており注目される。

では、なぜ蜂屋四郷に関係する村の文書が寺の文書のなかに混入することになったのであろうか。そこで、これらがいかなる経緯から寺に集まり、いわゆる瑞林寺文書を構成することになったものか、次に検討してみたい。

## 二 瑞林寺文書の形成過程

瑞林寺文書に限らず各文書群の形成過程に関する研究では、文書を伝存させるという行為が、組織・集団のどのような成長、あるいは転換によるものか、組織・集団の内的な構造との関連で分析することが不可欠となることは間違いない。ここでもこうした点に留意しながら検討してみたい。

まず、瑞林寺に村方の文書が含まれる理由について考えてみよう。

〔瑞林寺〕  
一 免許状并願書控御目録 溪岩代



覚

- 一 大久保石見守様より岡田将監様江御報一通
- 一 岡田将監様御内近藤伝内殿より御柿賄案文一通
- 一 御公儀様御役所江助人馬役御免御訴訟申上候訴状控一通
- 一 太田宿隣村御尋ニ付書上候控卷通
- 一 諸役御免御證文一通 但付紙有
- 一 御公儀様より御尋ニ付御柿入用積書一通
- 一 享保八<sup>卯</sup>年殿様より堤役銀可被仰付との御事ニ付願書控一通 但付紙有
- 一 堤役銀御免御證文一通

元文二年<sup>巳</sup>二月

御柿庄屋 伝 兵衛<sup>㊤</sup>  
 地方庄屋 権右衛門<sup>㊤</sup>  
 同 断 又右衛門<sup>㊤</sup>  
 御柿庄屋 忠 治郎<sup>㊤</sup>  
 地方庄屋 忠左衛門<sup>㊤</sup>

瑞林 寺様

御柿庄屋と地方庄屋が連名の上、瑞林寺に提出した右の文書は、八点の文書名を記すのみであり、文書の発給目的が明瞭でない。しかし、後述の点から判断して、文面に書き留められた八点の文書を寺に預けるに際して提出したも

のであることは間違いない。

こうした文書の存在からは、村方文書の混入が偶然のものではなく、村方の一定の意志のもとに瑞林寺へ預けられたことが明らかである。また、御柿庄屋と地方庄屋が連印している点からは、預けられた八点の文書が片方の庄屋にのみ関係するものではなく、八点全てが双方に関係するものでないにしろ、それぞれの庄屋に関係する内容のものが含まれていたことが推察される。

しかし、右の文書数は、わずかに八点であり、現存する数と大きく異なる。また、預けると表現したが、その実態は寄贈であるのか、寄託であるのか、または全く別の形をとるものか具体的な関係が不明である。そこで以下、これらの点を預け入れ後の動向などにも留意しながら検討してみたい。まず次の史料に注目しよう。

覚

前々より御寺江御預ケ置候当村諸役御免許之御證文書通、今般從御公儀様御尋ニ付、右之書通髓ニ請取申候而、尾州郡御役所江差上申候、尤先年溪岩和尚様御時代、右御證文御預り書被遣候而、三郷何れも所持仕候ニ付、為後證如此御座候、右御證文御改相濟、御役所より御渡シ被成下候節、前々之通御寺ニ御預り置可被下候、以上

安永二己年

十月

蜂屋村庄屋 伝兵衛 ㊤

同 佐左衛門 ㊤

同 嘉右衛門 ㊤

同 喜兵衛 ㊤

同 又右衛門 ㊤

同 平左衛門 ㊤

同 忠兵衛<sup>㊦</sup>  
同 平兵衛<sup>㊦</sup>

## 瑞林寺

右は、安永二年（一七七三）、幕府が尾張藩を介して諸役免許證文について問い合わせたとき、村が瑞林寺に預けておいた証文一通を引き出すに際して寺へ収めた証文であるが、これにより次の点が明らかとなる。

まず、村が寺に文書を預けるといふ行為は、元文二年（一七三七）の預け入れ時の任職溪岩の話を引き合いに出している点からみて元文二年が最初と考えられる。また、元文二年に寺に預けられた文書は、この安永二年まで寺に保管され続けた。寺に預けた文書が必要になった折は、寺から受け出し、利用後は再び寺に戻すことが行われた。そして、右の事実関係からは、瑞林寺が村の文書の保管機能を果たしていたことが明らかである。村の文書が寄付され、寺の所有となつてゐるわけでは決してない。寺に村方文書を保管する機能が付与されたのである。

ところで、寺には前述の八点の他にも村方文書が、多数現存しているわけであり、その理由の解明も必要となることはいうまでもない。この結論を急げば、それらもやはり村方から保管を依頼された結果、瑞林寺文書のなかに混じつたものとみられる。そして、その預け入れには二つの型があつた。

まずひとつは、過去に作成された文書が収められる場合である。たとえば、瑞林寺文書に含まれる元禄七年（一六九四）二月付けの史料の包紙には次のような記載が見える。

元禄七年戊春、大野村より御柿御用被仰付被下候様ニと、相願有之候節、当村より由緒書・口上書御役所へ差上申候て、前々之通ニ相成り候書付留メ、天明六年、御柿庄屋喜右衛門持参ニて御証文と一所ニ入ル、住持定圭すなわち、元禄七年の文書を天明六年（一七八六）になつて中峰屋村の御柿庄屋喜右衛門が瑞林寺へ収めたという。

文書は、近郷大野村が蜂屋村同様の御柿御用を藩に求めたのに対し、蜂屋村が柿御用の由緒を記し、その取り下げを求めた願書と、勝訴したことを記した覚書である。おそらく、この文書は天明六年に寺へ納められるまで、村に勝訴をもたらした重要史料として御柿庄屋の手元に厳重に保管されていたものであろう。それが、瑞林寺に移管されたのである。時の住職定圭は、それを包紙にあるように、すでに寺が預っている文書類と一緒にして保管したという。

このように過去に発生した村の重要史料も、近世中後期になると次第に寺に集中されていった。もちろん、村の収納場所が手狭であるとか、不要であるといった理由から保管箇所が異動したわけではない。御柿庄屋が元禄から天明までの間、九〇年余にわたって、この文書を管理したことを思えば、保管箇所の異動が並々ならぬ理由によることは間違いない。

ところで、瑞林寺へは、時に発生間もなく文書が預けられることもあった。一定の年限を経て、価値が確定した後のみ収められたわけではないのである。

延享二年（一七四五）、藩は柿調製入用の引き下げを村方に迫るが、村方は柿御用の由緒や詳細な経費を書き上げて、これを回避する。そしてこの事件が落着いた翌延享三年九月、御柿庄屋の一人堀部忠治郎は、次のような書状を認めている。

乍恐口上

一当春蜂屋村由緒居書御尋より以来、段々御世話ニ被為遊被下候処、御役所表無故障相濟候ニ付、若後代ニケ様之御吟味も御座候ハ、村方手懸ためニ残置度奉存候、御証文ニ御指添置被下候ハ、忝可奉存候、以上

(延享三年)

丑九月廿六日

瑞林寺

堀部忠治郎（花押）

## 溪岩和尚様

瑞林寺宛の右の書状は、藩との訴訟の過程で作成された文書の控（柿御用の由緒や詳細な経費の書上）と共に差し出されており、その目的は史料中に「若後代ニケ様之御吟味も御座候ハ、村方手懸ためニ残置度奉存候」と見えるように、後世の者達に訴訟のための手がかりを残すことにあった。そして、この史料もすでに移管された文書と共に保管することが瑞林寺に求められたのである。

文書発生後、時間をおかずに移管されたケースをもう一点示そう。

慶応元年（一八六五）閏五月一三日、蜂屋村では徳川家康への柿献上の由緒に倣い、第二次長州戦争に向う徳川家茂に墨侯宿<sup>(14)</sup>において柿を献じた。村では尾張藩や幕府役人へ願ひ、苦勞の末これを果すのであるが、この時の筆頭を勤めたのが御柿庄屋の日江井伝兵衛という人物であった。そして、同人は献上終了後、関係史料を封筒に入れ、瑞林寺に収めた。封筒の表書には次のようにある。

## 目録

一 御柿上御済口紙 壱通

一 御勘定所より御公辺<sup>江</sup>御達書御写 壱通

一 御公儀ヨリ御褒賞

銀式枚入 壱包

但正金壱兩貳分也

## メ 三品

日江井伝兵衛が収めた史料は、右の件に関する全ての記録ではないが、將軍から下賜された褒賞（銀二枚）をも寺

に預けた点からみても証拠性の高いものが寺に移管されたことは間違いない。

以上、文書発生間もない段階で瑞林寺に収められたケースを二件紹介したが、いずれの場合も、実務上の処理が完了した段階で寺に収められている。ただし、実務上の価値が消失したから移管されたわけではない。今日風に言い換えるならば、非現用ではなく、現用文書である。しかも、その文書の多くは、後世の者達に訴訟のための手がかりを残すことを保管目的とする点からも明らかのように、村の権利・利権に関係する最も重要な文書であった。

瑞林寺文書に見られる村方文書の全てについて、預け入れの年代、手続きなどを示すことは、史料的に不可能であるが、その大半の村方文書は、右と同様に近世中後期以降、村方が寺に積極的に収めることによって蓄積されていったとみてよからう。

では村の重要文書をなぜ瑞林寺に収める必要があったのであろうか。また、それが文書の発生年次とは関係なく近世中期以降であるのはなぜか。当時の村社会のあり方などを考えながら次に検討してみたい。

### 三 瑞林寺と村社会

#### (1) 瑞林寺に村方文書が保管された背景

近世中期以降、瑞林寺は、なぜ村方の重要文書を保管することになったのか。この理由解明には、やはり最初の収納となった元文二年（一七三七）二月のケースが注目されよう。しかし、この件に関する具体的な史料は見えず、先に示した元文二年の文書でも八点の文書名を簡単に記すだけである。ただ、この八点の文書は、全て現存しているの  
で、その文書の内容・性格を検討することにより、ここでの課題に迫ってみたい。

まず、元文二年二月付の文書にみえた八点の文書を、神保氏が示した一四の項目から確認するならば、それらは一の蜂屋柿(その一)と二の蜂屋村諸役免許(その一)に全て含まれる。バラバラに散在するわけではない。これは右の八点の文書が元文二年に寺に収められた後も、もともとが大きく崩されること無く、ほぼ終始ひとつのままとりとして管理されてきた結果とみてよからう。この点からも神保氏の現況保持に留意した目録作成は、好判断であったといえるのである。

とまれ、問題は八点の文書の内容から瑞林寺に移管された理由を探ることである。まず八点の文書の内容を示してみよう。

- 一 徳川家康への柿献上に付き岡田将監宛大久保長安書状(慶長一〇年代)
- 二 岡田将監内今藤伝内・蜂屋村年寄蜂屋柿継送案文(慶長一四年カ)
- 三 蜂屋村助人馬免許願(宝永七年一二月)
- 四 太田宿隣村助郷差村御尋に付き書上控(宝永七年一二月)
- 五 蜂屋村助郷など諸役免許証文(正徳元年一二月)
- 六 幕府より御尋に付き御柿入用積書控(正徳元年五月)
- 七 蜂屋村堤役免許願控(享保八年一二月)
- 八 蜂屋村堤役免許証文(享保八年一二月)

右から明らかなように、最初に納められた文書とは、蜂屋柿の献上と、村の諸役免許に関するものである。すなわち、一・二は慶長一〇年代の徳川家康への柿献上に関するものであり、三・六は、元禄七年に村に課された助郷役の回避運動、および幕府勘定所役人が発給した諸役免許を認める証文である。七・八は尾張藩から課された堤役銀の回

遊運動、および堤役銀免許証文である。

そして、先に見た瑞林寺文書の分類項目からも明らかのように、後年瑞林寺に収められる文書の多くも、その内容は、ほぼこれに類する。内容を異にするのは、神保氏が目録で一二の番号をあたえた「袴出入」であろう。この袴出入とは、美濃国に広範に認められた頭百姓制<sup>(16)</sup>—身上り闘争—に関するものである（詳しくは後述する）。

瑞林寺に収められた村方史料を、これまで村の重要文書といっていたい方で指摘してきたが、以上の点から、より具体的には柿猷上・諸役免許・頭百姓制に関するものであったといわねばならない。よって問題は、右に示される事項の近世中期以降の状況と、それらが持つ村方への規定性である。これらについては、旧稿<sup>(17)</sup>での分析と関連する点も少なくない。以下この分析結果も踏まえながら検討を進めたい。

まず、頭百姓制について取り上げると、蜂屋村での平百姓から頭分への身上り運動は、宝暦初年に本格化するが、もちろんこれに先行してさまざまな葛藤がかなり早い段階から村社会に存在したことは間違いない。そこには平百姓の経済的社会的な成長を背景とした、より上位の家格を希求する上昇指向もあったわけである。上納金などの提供によってそれを得ようとする場合もある。当時蜂屋村の頭百姓数は惣軒数のうち二割ほどであったが、右のような状況<sup>(18)</sup>のなかで頭百姓である村役人達は家格制にもとづく村内統制力を次第に失い、本来共同体内の問題であるはずの頭百姓制を維持できなくなっていた。宝暦初年の身上り闘争は、そうした状態が赤裸々になった闘争であったともいえる。すなわち、下蜂屋村平百姓の身上り闘争を、同村の村役人が押え切れず、また他の三郷村役人も取り締まりに加わるがこれも鎮めることができずにいる。三郷役人の介入は、頭百姓制が分村以前の「蜂屋村」—蜂屋四郷を一つの単位に存在したことを示すものでもあるが、また、四郷のうちどこか一か村で統制が崩れると他の三郷への波及が必ず至の情勢であったことを物語るものではないか。ともかくも蜂屋村では、宝暦期頃になると、すでに身上り闘争を自



己解決するだけの力を持たず、藩へ取り締まりを求めることになる。頭百姓制が領主権力の力を背景に維持される段階に至っているわけであるが、それはまた頭百姓の代表的存在ともいえる各庄屋の力が減退し、地域社会の取り締まり、運営において平百姓の意向を無視できない段階にあることも示している。こうした状況は村方の文書管理の面においても、村運営の改変などを通じて次第に大きな意味を持つことになることは間違いない。

次に御柿御用との関連に注目したいが、享保七年（一七二二）に幕府が実施した贈答行為の見直しに伴い、尾張藩の贈答行為も大幅に規模が縮小化され、寛文期に十数万個に及んだ柿数は、多くとも一万個程となり、蜂屋村の負担も相当に軽減された。しかし、一方では御用の軽量化を理由に従来免除されていた諸役が賦課される場面も出てきた。贈答行為の軽量化と諸役免許特権の廃止が、対の形で打ち出されたものかどうか、この点については、さらに検討が必要だが、翌享保八年には尾張藩が三役銀の一つ堤役銀の賦課を試みている。また、こうした動きは尾張藩のみならず、幕府からも後々まで見られる。さらに御用の軽量化を理由に享保一〇年には、御柿庄屋の下僚ともいえる御柿見の廃止を「小百姓」が要求している。

負担の軽重から様々な議論が引き起されるなかで、村々では諸役免許特権が御柿御用の過重性ゆえの免除措置であると捉えられることを回避するために、従来以上に関ヶ原の戦いの折の柿献上に対して与えられた特別措置であることを訴える。また、こうしたなかで諸役免除特権を正当化する由緒書の整備も進み、同時に由緒書に一定の正当性を付与する家康との関係を示す書状や、幕府役人が認めた諸役免許に関する証文は、いままですら以上に重要な意味を持つことになった。ここにも新たな文書管理を指向しなければならぬ状況が生じていたのである。

したがって、瑞林寺への村方重要文書の移管は、頭百姓を中心とした村落秩序の動揺、御柿御用の軽量化に伴う諸役免許特権の動揺といった状況のなかで、由緒書の整備と共に新たな文書管理が指向され、その結果として取られた

方法と考えられるのである。

なお、文書管理を直接担当する当時の村役人制に関しても簡単に触れておきたい。同村には地方庄屋・御柿庄屋の両職が設置されていたことを前述したが、御柿庄屋はほぼ世襲的に同一の家が庄屋役を勤めた。すなわち、上蜂屋村は日江井家、中蜂屋村は岸家、下蜂屋村は堀部家である（伊瀬村には置かれなかった）。しかし、元禄七年（一六九四）には中蜂屋村の御柿庄屋岸家が公金を使い込み、役職から離れる。家督は三男が相続するが、一五両で一〇カ年間の奉公に出ており、<sup>(21)</sup>同家が経済的にも動揺していたことが考えられる。なお、このため御柿庄屋は元禄八年以降、二名となった。三名に復するのは、岸家が再び御柿庄屋となる延享四年（一七四七）のことである。<sup>(22)</sup>ともかくも経済的にも御柿庄屋が動揺する場面があり、世襲とはいえ家の存続そのものが危機にさらされるような状況が起っていたのである。

一方、地方庄屋は、上・中・下蜂屋村、伊瀬村とも世襲制が採られていない<sup>(23)</sup>（なお、伊瀬村の名主役は下蜂屋の名主が永く兼帯しており、独立して置かれるようになるのは、宝暦三年のことである<sup>(24)</sup>）。そのためか地方文書の現存数はかなり少ない。なお、「蜂屋連絡所」に区有文書が保管されるが、これも世襲制が採られなかったことと無関係ではなからう。世襲制が崩れ、年番制などが敷かれた場合に区有文書が成立することが多いが、蜂屋村もこれに該当するものと考えられる。そして、年番制が導入され村役人の交代が頻繁な村では、村方文書が充分に引き継がれず、文書は分散し、次第に散逸してしまうことが少なくない。名主の交代制などは村内の民主化運動との関連で導入されることが多いが、文書の管理という観点から見ると問題も少なくないのである。

ともかくも当時の蜂屋村では、村役人制の面からも文書管理上問題が起り兼ねない状況にあった。このような村方を取り巻く種々の矛盾が危機感となって新たな文書管理を指向させたわけである。

ところで、瑞林寺が文書管理の場所選ばれた理由であるが、寺に移管された文書の内容が、蜂屋四郷全体に及ぶことと密接に関連するとみられる。すなわち瑞林寺は分郷以前から存在した寺であり、その影響力は蜂屋四郷全域に及んでいた。四郷全体に關係する史料が、四郷全体に影響力を及ぼし得る瑞林寺に収納されたわけであるが、一方、庄屋の権限は、上・中・下蜂屋、そして伊瀬といったそれぞれ個別の村域を対象とした行政に限定されていく。こうしたなかで、蜂屋四郷に關する重要文書は、四郷にかかわりのある機関に移管しようとする考えが生まれたのではない。もちろん、四郷全体にかかわる機関は他にも存在したが、そのなかから瑞林寺が選ばれた理由は、四郷全体への影響力の大きさにあつたとみてよからう。結論を急げば、瑞林寺は四郷全体の頭百姓の結集の場としての性格を有しており、存在感・影響力とも、これに及ぶべきものはなかったのである。この実態についての検討が必要となるが、この点は後に村方の瑞林寺認識、および瑞林寺そのものの動きを明らかにしながら検討したい。

また、本節では由緒の整備に關わって家康などとの關係を示す書状や、幕府役人が認めた諸役免許に關する証文が、いままで以上に重要な意味を持ち、新たな文書管理を指向する状況が生じていたと指摘したが、こうした状況のなかで文書はどのように活用されたのであろうか。重要文書であればあるほど保管のための保管であるはずはない。保管のあり方そのものが利用を前提にしていることも考えられよう。

以上の点にも留意しながら、瑞林寺が重要文書の保管箇所となつた意味、その意義について節を改め理解を深めていきたい。

## (2) 瑞林寺移管文書の利用と諸役免許闘争

ここでは、瑞林寺移管文書の利用の一端を明らかにして文書が預けられた意味、その意義について理解を深めたい。

事例には文政八年（一八二五）に起つた中山道太田宿への助郷要請一件を取り上げることにする。なお、この関係の文書は、瑞林寺文書のなかに分類番号の八、「太田宿助郷、蜂屋村諸役免許」（その三）としてまとめられ、助郷関係の文書と諸役免許に関する文書、合計一〇点（対象年限は正徳元年から文政八年）からなる。

さて、蜂屋村は中山道太田宿へ近いこともあり、常に助郷要請を受け兼ねない状況があり、元禄七年（一六九四）から正徳元年（一七二一）にかけては実際に助郷役を勤めた。正徳元年に助郷から外された理由は、幕府へ諸役免許の村であることを訴え、認められたことによる。その折道中奉行・勤定組頭などが連名で発給した助郷免許状には、「美濃国加茂郡蜂屋村 右者唯今迄、濃州太田宿江助人馬差出候処、蜂屋村之儀、前々より美濃柿品々差上候ニ付、諸役免許之事候間、此度太田宿助人馬役差免……」<sup>25</sup>とあり、幕府も柿御用を理由に諸役免許の村であることを認めたことが明らかである。

文政八年の助郷要請においても、村方はその回避のために諸役免除を理由にした願書と、由緒書を提出した。由緒書には、諸役免許特権を立証するために関係文書数点を書き写している。すなわち、その文書とは、次のものである。

- 一 徳川家康への柿献上に付き岡田将監宛大久保長安書状（慶長一〇年代）
- 二 岡田将監内今藤伝内・蜂屋村年寄蜂屋柿継送案文（慶長一四九カ）

#### 五 蜂屋村助郷など諸役免許証文（正徳元年一二月）

右の文書は、元文二年に瑞林寺に納められた八点のうちの三点であり（文書名の頭の番号は、文書内容を前述したときに付した番号）、一・二は、村と徳川家康との関わり、および諸役免許を与えられたことを証明するために利用し、五は右に述べたように正徳元年に既に幕府自身が一端、村に課した助郷役を免除したことがあること、そして諸役を免除する証文も発給されていることを主張するために利用している。

瑞林寺に納められた文書は、このように村の利権を脅かす事態が起るなかで、その証拠書類として利用されるのであった。

ことにその利用は、幕府や藩から課された役回避にあった。領主からの負担要求は、後期になるにしたがい強力なものとなり、諸役免許特権なども否定される状況がでてくる。こうしたなかでは、相手を納得させ得るより多くの記録が必要となる。ゆえに、ここでは過去の運動時に利用された書類や、それを踏まえて新規に作成された願書なども重要な意味を持つ。また由緒書などは、右に見たように過去の事件を追加して、その内容をより豊かなものにして、証拠能力を高める。そして、訴訟書類は、瑞林寺に訴訟ごとにとまった形で納められたのである。この文政期の訴訟や先にみた慶応の柿献上のとときの扱いをみても、それは明かである。瑞林寺は、まさに蜂屋四郷に関係する重要な訴訟のデータ・バンクとして機能しているわけである。

つぎにこうした文書は、訴訟の場でどのような扱いを受けたものか検討し、文書が預けられた意味について理解を深めたい。

ことに文政八年の訴訟においても用いられた正徳元年の助郷免除を記した文書に注目してみたい。この文書は、前述のごとく村方の助郷役免除要求を受け入れ、幕府勘定所役人が発給したものであり、それ以前に村方が諸役免許であることを明かす公の文書を持たなかっただけに、この文書の存在は大きく、村々も「御証文」と呼んで嚴重に取り扱っていた。

さて、村々では文政八年の訴訟においてこの文書を由緒書のなかに写し込んでいたが、訴訟が進むなかで本紙の提出が求められた。訴訟日記<sup>26</sup>によってそのやり取りに注目したい。

(前略)

一 廿二日七ツ半比より中之番御公役<sup>五</sup>罷出候様ニと御代官様御見分之上被仰付 嘉右衛門 吉次郎

右御愁訴書差出候処御證文本紙持参可致旨被仰渡

一 廿二日夜 御代官様御旅宿加茂野村へ罷出 嘉右衛門 吉次郎

右者中之番御公役<sup>五</sup>罷出候一件御注進申上候処、本紙差出シ御目<sup>ニ</sup>懸候様被仰聞候

一 廿二日夜半比 太田へ罷越候 喜右衛門 嘉左衛門

右者御證文本紙差出御目<sup>ニ</sup>懸ケ申候、付<sup>而</sup>御大切之物故 御陣屋より御着添御出被成下置候様奉願候、然処

御着添も如何<sup>ニ</sup>御座候ハ、太田御陣屋御提灯<sup>〇</sup>太田御陣屋と印之三張も御かし被下置、御柿屋之御用提灯共

四五張も相用ひ、御證文行箱に入れ為荷罷越、中之番御公役御旅宿<sup>五</sup>ハ、四郷惣庄屋袴着用罷出ル、其人々<sup>ニ</sup>ハ

伝兵衛 喜右衛門 吉治郎 嘉右衛門

常右衛門 新右衛門 嘉左衛門 兵九郎

源右衛門 治右衛門 小平太 九助

佐右衛門 供 政藏

右川辺中之番御公役御旅宿八兵衛方ニ夜八ツ半比ニ右人数提灯二形ニ燈し行、先茶店へ着いたし、袴着用之上、三宝<sup>ニ</sup>御證文箱入相居<sup>五</sup>持参、八兵衛御公役<sup>五</sup>奉懸御目候処、写と本紙と御競合御読被成候上御返シ被下候、皆首尾能奉懸御目帰村いたし、御兩人<sup>者</sup>太田御陣屋へ右之御様子御注進

(後略)

注目すべきは村方の「御証文」の取り扱い方である。右に示した訴訟日記によれば、九月二日夜、急遽本紙を差し出すことになり、これを瑞林寺から取り寄せ、幕府役人(御公役)が滞在した中之番村に持参するが、村では藩陣

屋である太田陣屋に対して付き添いを求める。これが断られると陣屋の印が入った提灯三張を借用し、地方庄屋をはじめとする四カ村の村役人はもちろん、それまで訴訟に関係しなかった御柿庄屋たちも同道して中之番村へ向う。幕府役人へ差し出す折には、袴を着用し、箱に入れた「御証文」を三方に載せ提出した。こうした慎重な取り扱い方からは、村がこの「御証文」をはじめ、これに関連する内容の文書をいかに重要なものとして扱おうとしたか明らかであろう。また村側がより厳重に取り扱おうとする姿勢が、文書の存在・内容をより高める効果を生み出すことは間違いない。瑞林寺への文書の預け入れも、文書により一層の権威が付与されることを期待したためといえようか。村が寺の権威を利用したと考えられるわけである。まさに移管は、利用を前提とした行為であったわけである。

### (3) 頭百姓制と瑞林寺

では、ここでいう寺の権威とはどのようなものであろうか。この点は、先に瑞林寺へ文書が収められた理由の一つに、瑞林寺が頭百姓の結集の場になっていたことがあると指摘をしたが、この点とも密接に関連する。瑞林寺に収められる文政年間の「裨出入」の史料に注目しながら具体的に検討しておきたい。

#### 為取替書付之事

文政四<sup>巳</sup>年已来、御手前方一統袴着用之儀、付差掾太田御陣屋初、御勘定所<sup>江</sup>も奉願候外、今般内済之儀、日江伝兵衛殿・岸喜右衛門殿奉願出、内済熟談之上、瑞林寺附合之席袴着用<sup>ニ</sup>て罷出候儀、第々<sup>代</sup>迄も無之旨、其余四郷着用之儀、致承知候、双方熟済相成度旨、御勘定所初、太田御陣屋<sup>江</sup>御達申上候、以上

文政十一年

子二月

安右衛門

新右衛門

嘉左衛門

堀部忠兵衛

文 内殿

嘉平治殿

(後略)

右の史料は、文政四年(一八二二)頃より身上り鬪争を展開し、藩などの仲裁もあり頭分となった中蜂屋村の文内・嘉平治の村内での家格を示すが、記載によれば村内での冠婚葬祭などに袴の着用が認められたものの、ただ一箇所、着用が認められぬ場があった。その場所が瑞林寺である。右の文書には、「瑞林寺附合之席袴着用ニテ罷出候儀、第々迄も無之旨、其余四郷着用之儀ハ致承知候」とあり、基本的には四郷内での袴着用を認めるが、瑞林寺でのつき合いの席では子孫代々に至るまでその着用を禁じている。なお、文内・嘉平治は中蜂屋村の百姓であるが、この証文において、袴着用の範囲を「四郷」とするのは、やはり頭百姓制のあり方が、分村以前の「蜂屋村」を単位に存在したことを物語るものである。

ともかくも、最後まで瑞林寺での袴着用を拒否するあり方は、次第に動揺しはじめた頭百姓制にとって、瑞林寺が家格的優位性を主張する最後の防波堤であったことを示す。こうした瑞林寺の位置は、寺一般がそうであるような宗教のもつ伝統的な権威や、幕府より朱印地(一〇石)を受けた朱印寺であること<sup>(28)</sup>が、可能にしていたとみることでもきようが、問題は村社会がそれを受け入れるかどうかである。蜂屋村の場合、頭百姓制が動揺するなかで、頭百姓達<sup>(28)</sup>が自己の家格的優位性を保持するために、寺を頭百姓制の中に位置付けることを積極的におこなっていったのではな



いか。明確な取り決めなどは見えないが、日常的なやり取りのなかでも、それは確認されていたものである。柿御用や諸役免許などに関する重要文書を寺に預ける行為も、これまで述べてきたこととは逆に、瑞林寺の地域社会における地位を引き上げる効果を生む機会になったことは間違いない。預けるという行為そのものが自分達に無い機能を、寺が有することを認めた行為であり、しかもその文書が村にとって極めて重要なものであるならば、なおさら寺の存在は大きなものとなる。寺は預ることによって、より一層村社会の中で優越的な位置を得ていたのである。村人がどこまで意識していたかはともかく、文書を預ける行為には両面制があり、文書に寺の權威を付与することになると同時に、その行為が村社会における寺の位置を引き上げ、寺をより一層權威的な存在としていったのである。したがって、寺は村に対して次第に權威的に振舞うことにもなった。右で見た中蜂屋村の文内達のその後の動向に注目しながら、この点を明らかにしておきたい。

先に記したように文内達は、文政一一年に一定の身上りを果たしたが、瑞林寺での袴着用を否定されるという制限が付された。そのためその後も完全な頭分への身上りの機会を窺い、弘化二年（一八四五）には頭百姓であることを実証する棟札が氏神修復の折に出てきたとして、その他の証拠なども取り揃え頭百姓への編入を求めた。<sup>29</sup>この取り扱いをめぐっては村内に少々の争論もみられたが、村役人の理解もあり済口証文が取り交され、文内達の身上りは手続き的にも了解された。ところが瑞林寺は、文内達の寺での袴着用について全く連絡がなかったことなどを理由に、瑞林寺での袴着用を認めぬことを主張するのであった。また、文内達の身上りに不満を持つ頭百姓一〇八人を煽動して、文内の身上りを阻止しようとした。その後、瑞林寺はこの件を藩の寺社奉行・勘定所へ持ち出すが、奉行からは本来ならば村内の争論を取りまとめてしかるべきところ、村方を難渋に陥れるその行為は寺格にもそぐわぬとして叱咤される。結局のところ、文内達は身上りを果すことになるが、瑞林寺が村内の家格制である頭百姓制に口をさし挟む状

況は、村が家格制維持のために、瑞林寺を頭百姓制の中に取り込んだために生じているとみて間違ひなからう。身上りを求める平百姓は、頭百姓の理解を得た上で、さらに寺の合意を得るといふ形を取られたのである。一方、従来からの頭百姓にとつて瑞林寺は、家格の違いを維持するための存在であり、動搖する頭百姓制の最後の寄り所、結集の場であつたといえよう。そのため慶応期には、各頭百姓が家の由緒書・家譜を取りまとめ、先祖の戒名とともに瑞林寺に納めるといふ行動もとつている。動搖を深める頭百姓制にとつて、瑞林寺はまさに最後の寄り所としての性格を強めていくのである。また、神保氏の目録にみえた「裨出入」に関する文書が瑞林寺に納められたのもこの点に關係しているとみられる。

ところで、頭百姓制のなかに瑞林寺という存在を取り込んだと指摘したが、こうした取り込みは、右にみた通り頭百姓制の危機の深まりとともに本格化するわけであり、当初よりみられたわけではない。また、村のかけがいのない重要文書を預ける行為も、寺院の存在をより權威的なものに変えていった重要な要因になっていることは間違ひなからう。そして、これらの点に関連して興味深いのは、後期から維新时期にかけて、瑞林寺が盛んに由緒の書き換えを行うことである。すなわち、それは関ヶ原の戦いの折に徳川家康に柿を献じたのは瑞林寺であり、村の諸役免許の特權もその行為に対して村へ与えられたものといふ内容をとる。村の由緒に対抗する内容であることはいうまでもない。こうした寺の動きは、村方が村の諸役免許に関わる由緒書や柿献上の書類を預けてきたことと無關係ではない。村の文書を利用して寺自身が由緒をすり替える行為に出たといえよう。そのためか維新时期には、村方が文書を全て柿調製のための御柿屋に引き取るという要求を突き付けている。しかし、結果的には、一〇〇年以上に及ぶ管理權を主張して返還に應じていない。<sup>(32)</sup> 今日、瑞林寺文書のなかに村方文書が多数みられるのは、こうした経緯によるわけである。

## おわりに

以上、近世社会の特質などにも留意しながら、当時の人々が、文書をどのようなものと認識して管理・保存を行っていたのか。この点を文書群の形成過程、利用のあり方などを探るなかで検討した。その内容は概ね次のようであった。

文書を管理した当時の人々にとって、その発生した文書が全て等価値であることはなく、そこには価値序列が認められ、その価値にしたがって文書管理のあり方が考えられていた。すなわち、蜂屋村四郷では、近世中期以降、村役人の交代、同人達の経済的な動揺、また四郷の諸特権の動揺によって、四郷に関係する重要文書を寺に集中させ、管理する方法を取っていた。

寺に収められた文書は証拠書類としての機能を極めて強く有し、しかもその証拠物としての性格は、訴訟などに持ち出される度に証拠性を高めていった。身分的編成を前提とした社会では前例の否定は自己否定につながり兼ねないために、証拠の蓄積は領主層への大きな対抗措置となったのである。

また、預けることがどのような意味を持つものなのか、寺と村のそれぞれの立場から検討を加え、村方にとっては寺の伝統的な宗教的権威を利用して文書のもつ権威をより高めることとなり、寺は重要な文書同様に村社会から重く扱われ、村社会のなかでより権威的になることを指摘した。また、文書保管のなかで寺自身もその文書を利用して、寺の由緒の書き換えなどを行った。文書の保管が当時いかなる意味をもって来るのか、こうした点を考えることにもなったといえる。

ところで、分析対象とした蜂屋村には、柿調製の御用やそれに伴う由緒・諸役免許特権が存在したこともあり、ここでみられた文書認識や管理の方法はやや特殊な事例ではないかと捉えられるかも知れない。しかし、ことに近年の史料学が、一つの文書群そのものあり方に注目して、その文書群の形成のあり方を、それを発生させた集団・組織体との関連で追究することを試みて来ていることに留意するならば、右の視角は、近世の国家編成や社会関係を検討する上でも有効である。逆に国家編成や社会集団・組織体を研究するには、まず右でいうような史料学的な研究を抜きにして不可能といえよう。身分編成された組織体や集団には、それぞれさまざまな文書認識・管理があつて当然ではなからうか。そのあり方は、個々の存在のあり様に規定されるわけである。今後個別分析が積み重ねられるなかで、当時の人々の文書認識についての議論が深まることを期待したい。

## 註

(一) 近世の古文書学の必要性が、主張されるようになって、すでに久しい。古文書学講座も数種、出版されてきている。そして近世文書を対象とした多くの研究は、古代中世などの古文書学の研究を受けて、古文書を様式分類して、各様式ごとにその機能を追究するという方法をとってきたといえる。しかし、近年においては、こうした方法のみならず、一つの文書群そのものあり方に注目して、その文書群の形成のあり方を、それを発生させた集団・組織体との関連で追究しようとする研究が始まりつつある。集団・組織体へのこだわりは、文書の持つ様々な情報を損ねることなく、正統に掌握し、保存管理、利用環境を整備することにある。

以上の基本理念については、大藤修・安藤正人著『史料保存と文書館学』（吉川弘文館、一九八六年）、大藤修「史料と記録史料学」（『記録と史料』第一号、一九九〇年）、同「近世文書論序説（上）」（『史料館研究紀要』第二十二号、一九九一年）などを参照。また、近世村落を対象とした文書管理に関する具体的な分析には、富善一敏「近世村落における文書整理・管理について——信州高島領乙事村の事例から——」（『記録と史料』第二号、一九九一年）。保坂裕興「村方騒動と文書の作成・管理システム——武蔵国上名栗村を事例として——」（『学習院大学史料館紀要』第六号、一九九二年）などがある。

(2) 自治体史の編纂などに関係していると、しばしば近現代史料の残存が近世文書より悪く、史料編・通史編の編纂に苦勞しているとの話を耳にする。たしかにより地域に密着した近現代史料の残存状況は、決してよくないように思われるが、近現代史料の現存数が少ない理由を、近世の文書管理体制が継承されなかったためとする指摘を耳にするに及んでは、前近代の文書保存を、残ったという結果からしか見ていないと考えるをえない。

(3) 高埜利彦著『近世日本の国家権力と宗教』（東京大学出版会、一九八九年）、間瀬久美子「幕藩体制下における『河原巻物』の成立と変遷」（『部落問題研究』六四、一九八〇年）、同「近世の民衆と天皇―職人受領と偽文書・由緒書―」（『岡山の歴史と文化』福武書店、一九八三年）、井上攻「増上寺領の村々の由緒と諸役免除闘争」（『日本史研究』三三四号、一九八九年）、山本英二「浪人・由緒・偽文書・苗字帯刀」（『関東近世史研究』二八号、一九九〇年）、同「甲斐国『浪人』の意識と行動」（『歴史学研究』六一三三号、一九九〇年）、拙稿「献上役と村秩序」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和六一年度、一九八七年）、同「献上役負担と運動の論理」（『国史学』一三二二号、一九八七年）、同「近世の献上儀礼にみる幕藩関係と村役」（徳川林政史研究所『研究紀要』二三三三号、一九八九年）など。

(4) たとえば、註(3)に示した以外では盛田嘉徳著『河原

巻物』（法政大学出版局、一九七八年）が、近世の被差別部落と彼らの由緒書＝河原巻物との関係を示して興味深い。また、河原巻物に示される世界観を検討した脇田修著『河原巻物の世界』（東京大学出版会、一九九一年）にも注目される。

(5) 前掲拙稿「近世の献上儀礼にみる幕藩関係と村役」（徳川林政史研究所『研究紀要』二三三三号、一九八九年）。

(6) 『岐阜県史』史料編近世一、三四頁。

(7) 『岐阜県史』史料編近世一、一六二頁。

(8) 『美濃加茂市史』の編纂は、一九七三年頃より始まり、一九七七年に『美濃加茂市史』史料編、一九八〇年に『美濃加茂市史』通史編の刊行をみている。編纂事業で中心的な役割を果たしたのが、当時地元で教員をしながら地域史研究を進めていた神保朗郎氏であった。同氏は市史編纂の開始にともない、編纂室職員となり、この事業を進めていく。

(9) 美濃加茂市蜂屋町「瑞林寺文書目録」（美濃加茂市史編さん委員会編）。ただし、謄写によるその目録の配布先は限られたものであり、編纂のための内部資料的なものである。

(10) 瑞林寺所蔵文書。

(11) 瑞林寺所蔵文書。

(12) 瑞林寺所蔵文書。『美濃加茂市史』史料編、五四〇頁

(13) 瑞林寺所蔵文書。『美濃加茂市史』史料編、五五四頁。

(14) 長州戦争に向う徳川家茂へ、干柿を献じた場所に墨俣が選ばれた理由は、関ヶ原の戦い時に家康に柿を献じたという由緒が墨俣を献上場所とすることによる。

(15) 瑞林寺所蔵文書。『美濃加茂市史』史料編、五七五頁。

(16) 蜂屋村の頭百姓制に関しては、神保朔朗著『蜂屋の歴史』(蜂屋郷土史研究会、一九七八年)、および同氏執筆『美濃加茂市史』通史編に詳しい。なお、頭百姓制一般に関しては、松本平治「近世美濃における農村社会構成について―頭百姓考―」(『岐阜史学』一八号、一九五六年)、西協康「幕藩制の村落と頭分制度―尾張藩領濃州下笠村における家格騒動―」(『地方史研究』一五一号、一九七八年)、同「近世村落における『身上り』闘争の特質―頭分制の成立と解体―」(『岐阜史学』七〇号、一九七九年)などを参照。

(17) 前掲拙稿「近世の献上儀礼にみる幕藩関係と村役」(徳川林政史研究所「研究紀要」二三号、一九八九年)。

(18) 『美濃加茂市史』通史編、四二三頁。

(19) 『御触書寛保集成』二九三二号。および前掲拙稿「近世の献上儀礼にみる幕藩関係と村役」(徳川林政史研究所「研究紀要」二三号、一九八九年)参照。

(20) 瑞林寺所蔵文書。『美濃加茂市史』史料編、一五八頁。

(21) 瑞林寺所蔵文書。『美濃加茂市史』史料編、三二五頁。

(22) 『美濃加茂市史』史料編、三九三頁。瑞林寺に八点の文

書を納めた元文二年の史料において、御柿庄屋は二名しか署名していなかったが、それは本文のように延享四年まで中蜂屋村の御柿庄屋が空席となっていたことによる。

(23) 地方庄屋が、世襲制を採らなかった理由は、御柿庄屋の設定と密接に関係するとみられる。本文でも指摘したように寛文期における御柿庄屋の設定により、従来庄屋役を勤めていた者は、御柿庄屋を勤めることとなり、地方庄屋役を新規に採用することになったわけであるが、おそらくそれは組頭などの中から抜擢されたものであろう。したがって、地方庄屋はすでにこの段階から世襲的に庄屋を勤めた家柄とは異なるわけであり、勤めている家に支障があれば、容易に他の組頭と交代するようなものであったと考えられるのである。

(24) 『美濃加茂市史』史料編、三八四～三八六頁。

(25) 『美濃加茂市史』史料編、八九頁。

(26) 瑞林寺所蔵文書。神保朔朗著『蜂屋の歴史』史料編第三部、六四～七二頁。

(27) 瑞林寺所蔵文書。『美濃加茂市史』史料編、三六〇頁。

(28) 瑞林寺が、幕府より一〇石の朱印地を貰っていることについてはやや問題がある。慶安期に郷帳作成のために国奉行岡田将監より問い合わせがあるが、その時は朱印地の存在を否定すると共に、年貢の取り入れなども全く行っていない

- ないことを述べている。また、村人もこの件に關してはま  
ったく承知していない旨を書き上げている。ところが、近  
世後期になると、朱印地一〇石を豊臣秀吉や徳川家康から  
貰ったというように寺の由緒のなかで唱えられるのである。
- (29) 『美濃加茂市史』史料編 三六二〜三七〇頁。
- (30) 神保朔郎編『蜂屋の歴史』史料編二、五六頁。
- (31) 『美濃加茂市史』史料編 五八五頁。ところで、歴代の  
僧侶は、世襲ではなく前住の死去などにもない、妙心寺

- 派の僧侶が後住に送り込まれてくる形をとる。したがって、  
寺の伝承などが途絶えがちになることは間違いない。寺の  
伝承が伝えられるにしろ、百姓が親から子へと一定の家意  
識を背景に、生活などを通じて引き継がれる形態とは異な  
り、書類に認められたもの、あるいは檀家層から伝えられ  
次第に学習していく形をとるわけである。ことに檀家層の  
影響はかなり大きいとみてよいのではないか。
- (32) 瑞林寺所蔵文書。

